

東松島市排水設備指定工事店会議資料

3-1. 排水設備工事申請から完成について

1. 市民（申請者）より指定工事店へ工事の申し込み

- ①調査設計をして見積もりを申請者へ提示して下さい。
- ②事前調査において公共柵に異常があった場合や、流入高さ等に問題がある場合は事前に下水道課と打ち合わせをして下さい。
- ③申請者に融資あっせん制度（詳細は6. その他を参照のこと）の利用の有無を必ず確認して下さい。
- ④公共柵が設置されていない宅地への公共柵新設の場合、個人設置となりますので、排水設備承認申請より先に「公共ます等設置工事許可申請書」の提出が必要です。

2. 排水設備工事計画承認申請書類一式を下水道課へ提出

(1) 承認申請書

- ①東松島市下水道条例施行規則の改正により申請書等の書類への押印が不要になりました。
必ず、申請者から委任状への本人署名・押印をいただいで下さい。
申請者、使用者、土地所有者及び建物所有者欄は、同一であっても記入願います。
記入方法は別紙（記入例1）を参考にして下さい。
- ②承認申請は、工事着手予定日の7日前には提出して下さい。承認申請後、現場確認を行います。承認がおりるまで日数がかかりますので、早めの提出をお願いします。（申請日当日の承認はしません。）
融資あっせん及び排水設備設置補助を利用する場合は、金融機関との協議が必要なため、14日前には提出して下さい。
- ③設置場所について複数地ある場合には全て記入して下さい。又、開発等により分筆予定の土地で分筆後の予定地番がわかる場合は、カッコ書きで記入してください。
- ④申請年月日、着工年月日及び完成年月日については予定の日付を記入して下さい。
- ⑥使用者番号欄には、上水道の水栓番号等を記入して下さい。（2つ以上ある場合も全て記入して下さい。）また、賃貸住宅等で書ききれない場合は平面図へ記入して下さい。

(2) 計画平面図

- ①平面図は、承認申請書の裏面を利用して下さい。
ただし、平面図が裏面に記入できない場合は別紙に作成し、計画・竣工の別、方位、縮尺及び申請者名を忘れずに記入して下さい。
- ②既設雨水排水の配管が事前に分かる場合は、平面図に青色破線で記入して下さい。また、新築等で新設する場合は青色実線で記入願います。
- ③計画平面図の表示方法は、別紙《設計図面の凡例・記号の例》に従い作成願います。
新設污水管は赤色実線、既設污水管は赤色破線で記入願います。
- ④計画時において、特殊継ぎ手、曲管等を使用する場合は、必ず図面に記入して下さい。
- ⑤ポイラーの排水、外足洗い場等の排水は污水管に接続してはいけません。

- ⑥飲食店等事業所の場合は除害施設（グリーストラップ等）の設置が必要です。事前に下水道課と打合せをして下さい。
- ⑦新築に限りトラップ柵は不要としています。但し、仮設宿舍等は別途協議願います。
また、洗濯槽等の配管についても協議してください。
- ⑧ビルドイン自動食洗機内蔵の流しの排水は、トラップ柵に接続してください。
- ⑨左右合流段差付柵（WLS）は、100-200を使用してください。

（３）計画縦断図

- ①縦断図は別紙作成し、勾配を必ず検算して下さい。
- ②起点管渠土被りは原則として30cmです。確保出来ない場合は事前に打ち合わせをして下さい。
- ③管渠勾配の基準は2%以上4%以下です。規定の勾配がとれないような場合は事前に打ち合わせをして下さい。計画時は2%の一定勾配で計画して下さい。

（４）排水設備工事調書

- ①排水設備工事調書は、見積欄を記入し承認申請書と一緒に提出して下さい。（記入例2）

【その他】

工事見積もり及び契約時には工事内容の説明を十分行って下さい。変更等で増額の可能性がある場合も同様に説明願います。

（５）その他の提出書類

- ①既設配管（浄化槽からの切替等）を使用する場合は、勾配や接続柵等の現況を調査し、下水道課と打合せをしてから申請をすること。また、本人より同意書（念書）を提出していただきます。
- ②受益者負担金の完納前に承認申請を行う場合は、誓約書を提出していただきます。

3. 下水道課より排水設備工事計画承認通知書を受け取り排水設備工事に着手

- ①承認申請書を精査、決裁後、「排水設備工事計画承認通知書」を発行します。電話連絡をいたしますので、下水道課までお越し下さい。（下水道課窓口左手側のメールBOXからお持ち帰り下さい。）
尚、申請書類に不備等があった場合は、修正後の発行となりますのでご注意ください。
- ②工事着工は必ず排水設備工事計画承認通知書を受け取ってから行って下さい。事前着工は厳禁です。
（指定工事店に関する規則第11条及び第19条の規定に違反した者）
- ③着手前写真は必ず計画承認通知書の承認番号を黒板に記入し確認出来るよう撮影して下さい。承認番号が未記入の場合は、事前着工とみなします。
- ④施工中において、申請時と違う重要な問題が生じた場合は、速やかに下水道課と打合せをしてから施工して下さい。
【施工上の注意点】
 - ◎排水ヘッダーの使用が可能です。設置基準を守って使用してください。
 - ◎柵の接続の際、角度が合わない場合、自在継ぎ手または曲管は1スパンにつき22° 1/2までとします。（目視検査が原則です。）

縦断方向での勾配あわせのための使用は手直し工事対象となります。

また、完了図面に必ず明記して下さい。

◎エルボ返しにより施工した場合は手直し工事となります。

◎施工写真を撮影して下さい。特に柵の接続部が確認できるように埋戻前に撮影して下さい。

撮影箇所は、着工前・施工中（配管状況）・完了を状況に応じて撮影願います。

尚、黑板等を使用し施工箇所が判明できるようにして下さい。

◎融資あっせんの対象工事で、便器等が対象になっている場合、便器の写真（型番）を撮影して下さい。

◎浄化槽を撤去し、配管が埋戻位置に掛かる場合は、埋戻土の沈下による管のたるみに注意すること。

◎埋戻前や舗装前に管渠勾配を確認して施工して下さい。

★完成検査時の管理基準（下限値）は公共1.5%、農集1.0%です。

下限値以下の勾配は手直し工事となります。

◎公共柵への接続はDRやFM等にて接続するか、HLS等の継手使用が可能です。

また、対面流入する場合は同じ流入の高さとして下さい。

◎既設の便槽、浄化槽を撤去した場合の清掃、消毒は徹底すること。

◎排水設備工事は責任技術者が施工（監理）にあたって下さい。（規則第14条責任技術者の責務）

◎埋戻しは丁寧をお願い致します。駐車場など車輪が乗る箇所は出来るだけ鉄蓋を使用して下さい。

⑭公共ます及び宅内ますの深さと管径の基準について、下表のとおり施工願います。

公共ます				宅内ます	
ます深さ(mm)	1200まで	1201から 1500まで	1501以上	900まで	901以上
立上管径(mm)	200	300	—	150	200
人孔	—	—	0号人孔		

本市の下水道施設は、マンホールポンプを中継し排水処理を行っております。稀に、排水設備工事にて発生したと思われる管材の破片が流入し、中継ポンプが故障するといった事案が発生しております。施工の際には、異物が流入しないよう十分に注意して下さい。

4. 排水設備工事が完成したら下水道課へ完了届等書類一式を提出

(1) 完了届

①完了届は、工事完了後7日以内に提出して下さい。

完了届を遅らせないこと。外構工事が遅れている等の場合がありますが、公共柵に接続し埋戻した状態であれば完了届を提出してもかまいません。

理由があって遅れる場合は下水道課へ連絡して下さい。

②提出日、申請年月日、承認年月日、工事完了年月日を記入して下さい。（記入例3）

③使用者番号欄には、上水道の水栓番号等を記入して下さい。

(2) 完成平面図

- ①雨水配管を施工した場合、平面図へ必ず青書きで記入して下さい。
- ②実測値を記入すること。

(3) 完成縦断図

- ①実測値を記入すること。

(4) 排水設備工事調書

- ①原本の精算欄を記入し、金額は必ず検算して下さい。必ず申請者に確認してもらうこと。（記入例2）

(5) 完成写真

- ①工事写真について、画像の大きさはL版程度とします。（ポラロイド写真は不可。）
着工前・施工中（配管状況）・完了後の写真を提出願います。

(6) 使用開始届

- ①使用開始届は完了届と同時に提出して下さい。
申請者、使用開始日、義務者欄は必ず申請者本人より署名・押印していただいで下さい。（使用料は上水道料金と合算請求され徴収されることを説明願います。）
アパートの場合は部屋毎に1枚提出願います。使用義務者が未定の場合は、申請者に記入していただいで下さい。
★昨今、使用開始届の遅れがあり、業者による使用料の支払い事案が多数発生しています。今後、開始届の遅れによる未払いについては使用者へ請求いたします。

5. 完成検査

- ①原則として、毎週木曜日に完成検査を行う予定です。完成届提出後、指定工事店へ検査の前日までに電話連絡いたします。
- ②完成検査の日程について連絡があった場合、申請者本人へ必ず連絡をして下さい。
- ③検査時にはレベルを用意して下さい。ミラー、スタッフ等は下水道課で用意します。
- ④検査前には、管渠内等を確認して下さい。
- ★管内にたるみ等による滞水や接着剤や異物が出ている場合は手直し工事となります。

6. その他

(1) 水洗便所等改造資金融資あっせん制度

①水洗化促進のために金融機関から水洗化資金を無利子（市が利子補給）で借りられる融資あっせん制度があります。

②公共下水道、農集、漁集の排水処理区域及び、合併処理浄化槽の設置区域内が対象となります。

③汲み取り式、浄化槽切替等の改造が対象で、**新築家屋は対象外です。**

④工事の依頼を受けた時は、融資あっせん制度の利用の有無を必ず確認して下さい。

工事着手後は利用できません。

⑤あっせん額は1戸につき100万円以内、賃貸住宅等の場合は1戸につき100万円の範囲内で総額200万円以内です。

★融資あっせん決定後に金額の増額は出来ません。（減額は可能。）

★融資あっせん決定後は速やかに着手して下さい。金融機関によっては一定期間経過しますと融資が失効する場合があります。

⑥融資あっせんを申請する際は条件がありますので注意して下さい。条件を満たさない場合は融資あっせんを受けられない場合があります。また、金融機関の審査により融資不可となる場合があります。（この時の証明書交付手数料は返却になりません。）

◎申請者

・市税等及び下水道事業受益者負担金の未納がないこと。

・申請者に改造資金を償還するための収入が見込めること。（見込めない場合は申請人を検討する必要があります。）

・下水道事業受益者負担金は、賦課前、納入中、猶予中の場合は誓約書が必要となります。

・前年の所得金額が800万円以下であること。

・以前に水洗便所等改造資金融資あっせん要綱による融資を受けていないこと。

但し、完済している場合は再申請出来ます。

・金融機関によっては、他の融資の償還中の方は、水洗便所等改造資金融資を受けられない場合があります。

⑦融資あっせん申請書の署名は、本人署名とし印鑑登録印を押印すること。語句、金額等の訂正は出来ません。

★印鑑登録証明書・納税証明書・所得証明書を申請者、連帯保証人ともに添付すること。

（印鑑登録証明書の有効期限は取得後3ヶ月です。）

⑧連帯保証人は市内または隣接市町村に居住し、市県民税・固定資産税の未納がなく、また市県民税所得割納税者であること。但し、市長がやむを得ないと認め、かつ借入する金融機関が了承した時は、県内外に居住する親子、兄弟（同居も可）であれば連帯保証人とすることが出来ます。

⑨取り扱い金融機関は、石巻商工信用組合・石巻信用金庫・いしのまぎ農業協同組合の東松島市内各支店及び、石巻商工信用組合松島支店です。

※金融機関別の留意事項

石巻商工信用組合	
石巻信用金庫	
いしのまき農業協同組合	<p>◎申請者には年齢制限があります。（最終償還時70歳以下）</p> <p>◎組合員または准組合員のみへの融資となります。（非組合員の場合は准組合員となる事が出来ます。）</p> <p>※詳細については、事前にいしのまき農業協同組合融資担当へ相談し確認して下さい。</p>

⑩合併浄化槽の排水設備工事を行う場合も利用出来ますので、事前に下水道課にご相談下さい。
（新築家屋は除く。）

（２）排水設備整備補助金

①対象地域

- ・公共下水道処理区域内で、供用開始後10年以内に宅内排水設備を施工する場合。
- ・農業集落排水及び漁業集落排水処理区域内で、宅内排水設備を施工する場合。
- ・合併浄化槽による宅内排水設備を施工する場合。

②対象施設

- ・個人所有の一般住宅及び店舗付き住宅
- ・事業所及び主に事業の用に供する個人所有建物で、処理人口10人以下の合併処理浄化槽に係る宅内排水設備。

③補助区間・金額

- ・公共枘から最下流合流枘の区間で30mを超える部分。
- ・最下流合流枘から浄化槽までの区間及び、浄化槽から放流水路までの区間合計で30mを超える部分。
- ・補助区間延長1mにつき5,000円、補助上限額30万円。

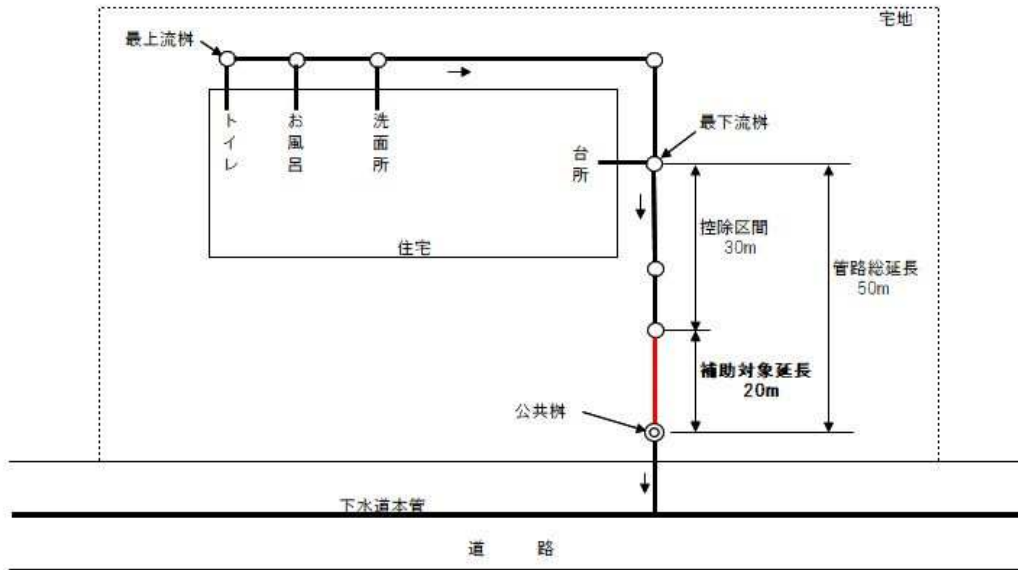
④その他の条件

- ・負担金・分担金、市税等の滞納が無いこと。

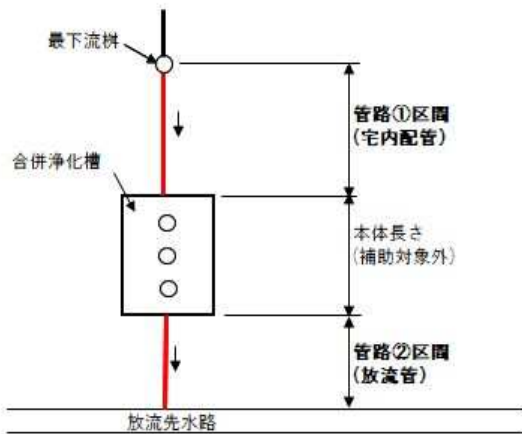
⑤他の助成との併用

- ・水洗便所等改造資金融資あっせん制度との併用
融資あっせん額は、排水設備整備補助額を控除した額とします。
- ・合併処理浄化槽設置補助との併用
補助対象延長は、合併処理浄化槽の本体延長を含めないものとする。

参考図



合併浄化槽の場合



補助対象延長
管路①区間と管路②区間の合計が30mを超える
部分を補助対象とする。

(3) 使用料について

- ①下水道使用料は上水道料金と合算請求され、石巻地方広域水道企業団より請求が行われます。
支払い方法は、上水道の支払い方法に準ずることとなり、上水道料金を納付書払いしている方は納付書で、口座振替している方は口座振替となります。口座振替をご利用したい方は、水道企業団で手続きを行って下さるよう、ご説明下さい。

(4) その他

- ①受益者負担金の納入状況によっては、工事承認まで時間がかかる場合があります。
②その他申請で不明な点がある場合は事前に下水道課へご相談をお願いします。また、計画施工等に疑義が生じた場合は、速やかに打合せ願います。
③公共樹が無い宅地について、個人が設置する場合又は、市が設置する場合がありますので、早めに相談して下さい。市が設置する場合は数ヶ月かかります。

(5) 単独・合併処理浄化槽からの切り替えへの推進にご協力ください。

- ①浄化槽から公共下水道へ切り替えることで、地震等に強く、また土地が有効利用できるため、利便性や快適性が向上します。

受付番号 号 整理番号 号

排水設備工事計画承認申請書

記入例1

申請者 東松島市長様 次のとおり申請します。 住所 〒 981-0503 東松島市矢本字上河戸36-1 ふりがな (法人の場合は名称及び代表者名) 氏名 東松島 一郎		設置場所 東松島市矢本字上河戸36-1、1-1 開発等により分筆予定地番が分かる場合、()書きで記入願います。 複数律ある場合は		住所 東松島市矢本字上河戸36-1、1-1		供用開始年月日 受付年月日 R5 . 5 . 22 着工年月日 R5 . 6 . 10 完成年月日 R5 . 10 . 31 検査年月日 給水承認年月日	
申請区分 排水設備関係		申請内容 (新設) 増設・改築・改築無 (新築) 改築・改造無 融資・無 (専用) 共用 世帯数 5人 排水合 排水容量 100.00m ³		申請内容 (新設) 増設・改築・承認事項の変更 (新築) 改築・改造無 融資・無 (専用) 共用 世帯数 5人 排水合 排水容量 100.00m ³		使用番号 市町コード 町会番号 調停番号 枝番等 水栓番号 Y12345 水運企業にご確認してください	
使用者 住所 東松島市矢本字上河戸36-1 氏名 東松島 一郎 職業 (公務員) 電話番号 0225-82-1111		添付書類 見取図 ○ 平面図 ○ 縦断面図 ○ 構造図 排水設備工事調書 ○ (既設管等使用承諾書 (念書) 委任状 (代理人届) 除外施設設置計画書) 融資申請書 所得証明書 納税証明書 印鑑証明書		設置場所案内図 		負担金備考	
主管理長専決 上記のとおり承認して宜しいか伺います		市長 課長 課長補佐 係長 係員 東松島 一郎 東松島 一郎 東松島 一郎		責任技術者名 東松島 四郎 責任技術者氏名 東松島 五郎		指定期工事店 住所 〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36-1 ふりがな (法人の場合は名称及び代表者名) 氏名 東松島建設(株) 代表取締役 東松島 三郎 電話番号 0225-82-1111	

委 任 状

令和5年5月22日

東松島市長 様

(申請者自署)

住 所 東松島市矢本字上河戸 36-1

氏 名 東松島 一郎



↑
押印必要です!!

わたしは東松島市の排水設備工事の申請等事務手続きに係る一切の権限を下記業者に委任します。

1. 業 者 名 : 東松島市矢本字上河戸 36-1

東松島建設 株式会社

代表取締役 東松島三郎

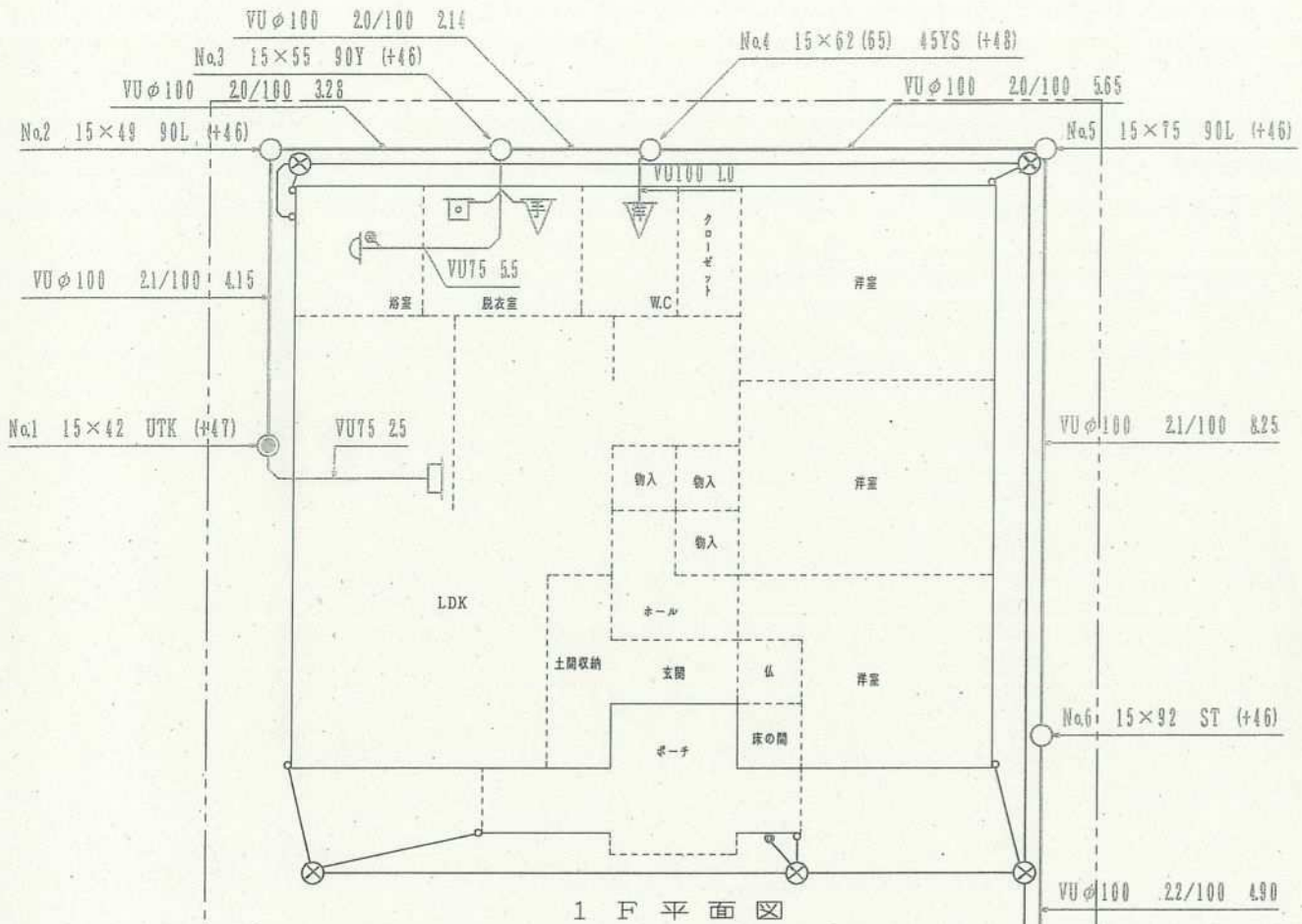


↑
押印必要です!!

東松島 一郎 邸 平面図

縮尺 : 1/100

作成例



No.7 15×89 90L (+33)

VUφ100 29/100 1.48

No.8 15×87 90L (+26)

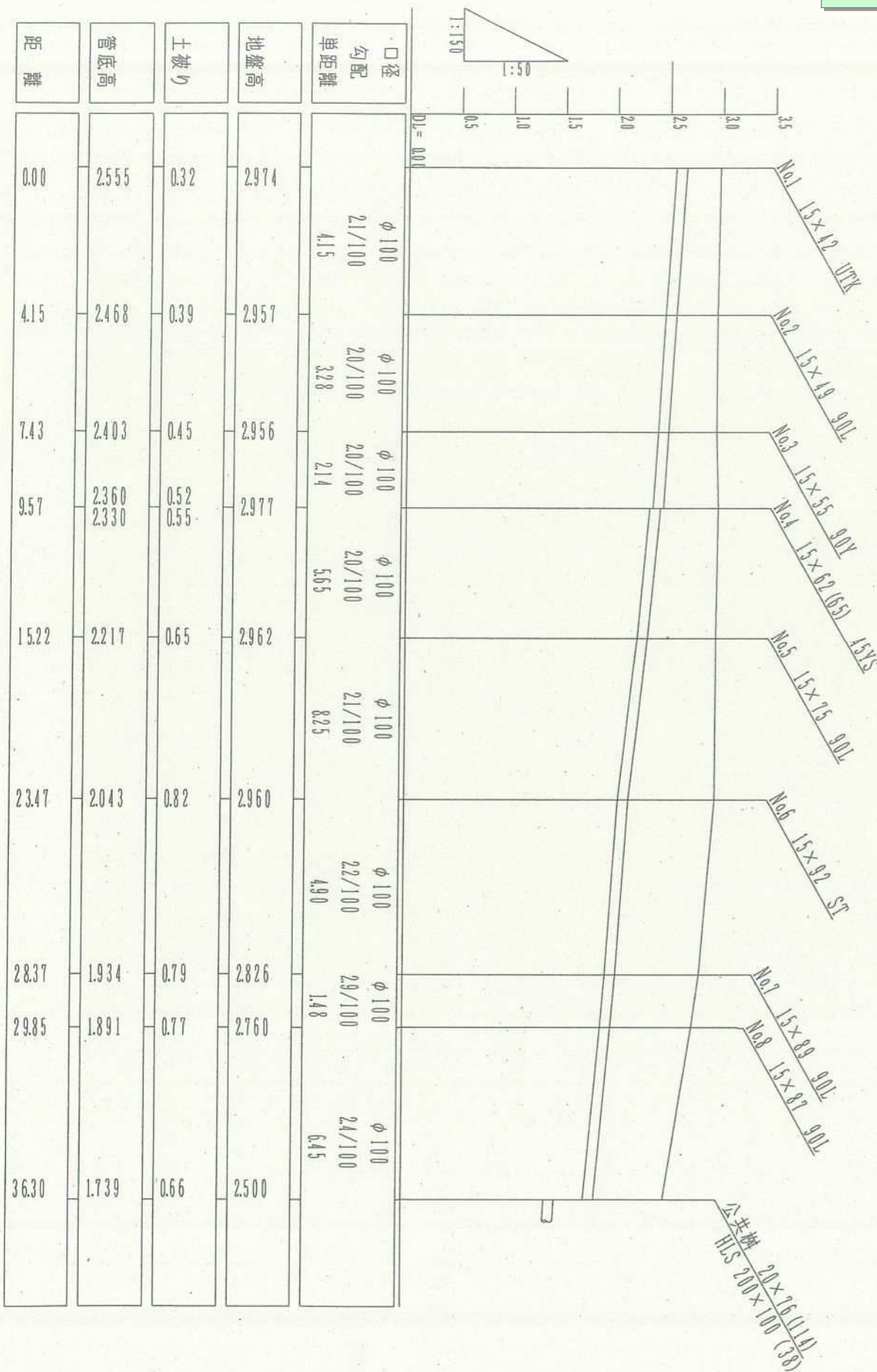
VUφ100 24/100 6.45

公共井 20×76 (114) (±0)

HLS 200×100 (38)

側溝
市道

東松島一郎邸 縦断面図



申請時：見積欄を記入し、申請書と同時に添付(紙色白)
完成時：精算欄を記入し、完成届と同時に添付(紙青色)

記入例 2

受付番号	05-9999号	整理番号	R-9999号	申請者氏名	東松島 一郎	申請年月日	R5・5・22 1完成届時も申請日と同日になります	指定工事店	東松島建設(株) 代表取締役 東松島三郎
精算	市長	課長	課長補佐	係長	係員	審査			
	検査員						検査確認	印	

(単位：円)

工種	名称	形状寸法	見積			精算		
			数量	単価	金額	数量	単価	金額
便所工事	洋風便器	〇〇〇	1		支給品	1		支給品
	ウォシュレット	〇〇〇	1		支給品	1		支給品
	便器取付		1		支給品	1		支給品
	ウォシュレット取付		1		支給品	1		支給品
	計				0			0
管布設工	VU(屋外)	VU100	30.1	6,000	180,600	36.3	6,000	217,800
	VU(屋内)	"	1.0	10,000	10,000	1.0	10,000	10,000
	VU(屋内)	VU75	9.0	8,000	72,000	8.0	8,000	64,000
排水工	No.1 UTK	15×48	1.0		20,000	1.0		20,000
	No.2 90L	15×53	1.0		17,000	1.0		16,000
	No.3 90Y	15×59	1.0		17,000	1.0		17,000
	No.4 45YS	15×67	1.0		19,000	1.0		19,000
	No.5 90L	15×78	1.0		19,000	1.0		19,000
	No.6 ST	20×102	1.0		23,000	1.0		22,000
	No.7 22° 1/2L	20×100	1.0		22,000			
	No.7 90L				0	1.0		21,000
No.8 91L				0	1.0		21,000	
継手類	HLS取付				0			4,000
	掘削・埋戻		30.1	5,000	150,500	36.3	5,000	181,500
土工					0			0
					0			0
					0			0
その他					0			0
					0			0
計				550,100			632,300	
純工事費計				550,100			632,300	
間接経費	諸経費		18%		99,018			113,814
	設計調査費				21,000			21,000
	小計				120,018			134,814
付帯施設工事費								
給水工事費								
大工工事費								
合計				670,118			767,114	
消費税等額	10%			67,011			76,711	
工事請求額				737,129			843,825	
融資対象金額	水洗化工事							
	非水設備工事							

検査員	印
検査確認	印
標準番号	
融資番号	

浄化槽処理費

名称	単位	見積	精算
消毒			
FRP処理費			
コンクリート処理費			
掘削・埋戻			

付帯施設工事費

名称	単位	見積	精算

給水工事費

名称	単位	見積	精算

(備考)

排水設備工事調書 工事内訳書(見積・精算)

排水設備工事完了届

記入例 3

令和 5年 10月 31日

東松島市長 様

施工者 住所 〒981-0503
 (工事者) 東松島市矢本字上河戸36-1
 氏名又は名称 東松島建設(株)
 代表取締役 東松島三郎

次のとおりお届けします。

電話番号0225-82-1111

申請者	住所 〒981-0503 東松島市矢本字上河戸36-1	申請年月日 R 5 . 5 . 2 2	検査年月日 . . .
	氏名 東松島 一郎 電話番号 0225-82-1111	承認年月日 R 5 . 6 . 1	. . .
設置場所	東松島市矢本字上河戸36-1	工事完了年月日 R 5 . 1 0 . 3 1	. . .
承認番号	第 05-9999 号	施設区分	排水設備 ・ 水洗設備
使用者番号	市町コード	工事区分	新設 ・ 増設 ・ 改築 (改造)
	町会番号	助成区分	補助 ・ 融資 ・ 特助 ・ 無
	認定番号		
	技 番 等		
	水 栓 番 号		
	ヤ 1 2 3 4 5		

上記工事の検査をお願いします。

検査員	課 長	課長補佐	係 長	係 員

記事

《設計図面の凡例・記号の例》

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	VP	一般管
小 便 器		トラップ付		VU	薄肉管
浴 場			硬 質 塩 化 ビ ニ ル 卵 形 管	EVP	
流 し 類			鉛 管	LP	
洗 濯 機		床排水、浴場に 排水してあるも のは除く	浄 化 槽		現場の形状に合 わせた大きさ、 形
手洗器、洗面器			底 部 有 孔 ます		丸 ます
床 排 水 口					角 ます
ト ラ ッ プ			公 共 汚 水 ます		
掃 除 口			公 共 雨 水 ます		
露 出 掃 除 口			側 溝 (道 路)		
阻 集 器			ト ラ ッ プ ます		丸 ます
排 水 管					角 ます
通 気 管			雨 ど い		
立 管			境 界 線		黒又は青
排 水 溝 (宅地内)			建 物 外 壁		同上
汚 水 ます		丸 ます 角 ます	建 物 間 仕 切 り		同上
			新 設 管 (合 流 管 又 は 汚 水 管)		赤 色
ド ロ ッ プ ます (汚 水)		丸 ます 角 ます	雨 水 管		緑 色
分 離 ます			撤 去 管		黒 色
雨 水 ます		丸 ます 角 ます	既 設 又 は 在 来 管		赤…合流管又は 汚水管 …雨水管
陶 管	TP		鋳 鉄 管	CIP	
陶 製 卵 形 管	ETP		耐 火 二 層 管	FDP	
鉄 筋 コンクリート管	CP		強 化 プ ラ ス チ ッ ク 複 合 管	FRPM	

注 既設のます等は破線で表示する。

- 汚水管は赤線、既設柵及び汚水管は赤波線。
雨水管は青線。

3-2. 指定工事店及び責任技術者の更新又は異動について

- ①更新手続きは登録を行った年度から5年毎の更新となります。
※責任技術者については講習受講年によって登録期間が5年以下の場合もあります。更新年の1月上旬頃に郵送により通知をいたします。
- ②指定工事店の名称変更、住所移転、代表者変更や、専属責任技術者の異動等があった場合には届け出が必要ですので異動届を提出して下さい。

※様式については東松島市HPからダウンロードして利用願います。

◎東松島市のホームページレイアウトが新しくなりました！

東松島市公式HP → 生活情報 → ライフライン → 下水道 → 各種様式



※事業所から提出される申請書等の押印見直しがあり、申請書への押印が不要になりました。
詳しくは、東松島市HPの各種様式にてご確認ください。（一部押印必要な申請もあります。）

違反行為について

違反した者のその指定又は登録を一定期間停止し、若しくは取り消すことが出来ます。

- ①「東松島市排水設備指定工事業者等の資格審査等に関する要綱」別表第1に定める違反事項に対して付与される違反点数の累積点数が、別表第2に定める点に達した時は同表に定める期間で指定又は登録の停止。
- ②指定又は登録の停止を受けている期間中に工事を施工した時は、6箇月以内の期間の指定又は登録の停止。
- ③違反行為により著しく住民の生命、財産又は下水道事業者に損害を与えた時は、指定又は登録の取り消し。

令和5年度 東松島市排水設備指定工事店 更新予定一覧

(有効期限：令和6年3月31日)

指定番号	指定店名	代表職名	代表者氏名
4001	株式会社 太陽工業	代表取締役	赤間 竜樹
4002	エス・ケー・テー 株式会社	代表取締役	鈴木 将
4003	株式会社 高屋敷工業	代表取締役	尾形 雅平
4004	東光設備工業 株式会社	代表取締役	大泉 敏成
4005	有限会社 やまなか設備	代表取締役	佐々木 雅敬
4006	久我建設 株式会社	代表取締役	久我 文敏
4007	株式会社 内海建設工業	代表取締役	内海 浩二
5049	株式会社 宮城プラントサービス	代表取締役	石川 佳洋
5050	みどり工業 株式会社	代表取締役	伊藤 晴征
5052	株式会社 日新クリエーション	代表取締役	鈴木 哲也
5053	有限会社 大森電機	代表取締役	大森 公
5056	誠真工業 有限会社	代表取締役	渡辺 昭二
5058	阿部久電機商会	代表	阿部 久悦
5077	高橋工業 株式会社	代表取締役	高橋 淳

○東松島市排水設備指定工事店に関する規則

平成17年4月1日

規則第101号

改正 平成27年3月30日規則第24号

令和4年3月10日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、東松島市下水道条例（平成17年東松島市条例第152号）第7条及び東松島市農業集落排水処理施設条例（平成17年東松島市条例第130号）第5条第3項並びに東松島市漁業集落排水処理施設条例（平成17年東松島市条例第147号）第7条の規定に基づき、東松島市排水設備指定工事店に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定工事店 下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備及び同法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設の新設、増設又は改造の工事（以下「工事」という。）の施工ができるものとして市長が指定した工事業者をいう。
- (2) 責任技術者 市長がこの規則に基づき、工事の設計及び施工に関して技能を有する者として認め、登録した者をいう。
- (3) 排水設備工事責任技術者証 市長が第16条第2項の規定に基づき交付するものをいう。

(指定の資格要件)

第3条 指定工事店として指定を受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 宮城県に営業所があること。
- (2) 責任技術者が1人以上専属していること。
- (3) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。

(指定の欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する工事業者は、指定工事店の指定を受けることができない。

- (1) 工事業者（法人にあっては、代表者）が成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であつて復権していない場合
 - (2) 工事業者（法人にあっては、代表者）が第19条第1項の規定により責任技術者として登録を取り消されてから2年を経過していない場合
 - (3) 指定工事店が、第11条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合
- 2 前項第2号の規定による工事業者が法人であるときは、その代表者は、同号に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定工事店の指定を受けることはできない。

(指定の時期)

第5条 指定工事店の指定は、毎年4月に行う。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に指定することができる。

(指定の申請)

第6条 指定工事店として指定を受けようとする者は、排水設備指定工事店指定申請書（新規・更新）（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 申請者（法人の場合は、その代表者）の履歴書、身分証明書及び住民票の写し
- (2) 法人の場合は、商業登記簿謄本及び定款の写し
- (3) 工事経歴書
- (4) 従業員名簿
- (5) 専属責任技術者名簿（様式第2号）及び排水設備工事責任技術者証（様式第6号。以下「責任技術者証」という。）の写し
- (6) 納税証明書及び資産証明書
- (7) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定工事店の指定)

第7条 市長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、排水設備指定工事店証（様式第3号。以下「指定工事店証」という。）を交付する。

2 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを短縮することができる。

3 指定工事店は、指定工事店証を事業所内の見やすい場所に掲げなければならない。

4 指定工事店は、第11条第1項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証

を返納しなければならない。同条の規定により指定の効力を一時停止されたときも、同様とする。

(指定の更新)

第8条 指定工事店が、指定の有効期間が満了し、引き続き指定工事店としての指定を受けようとするときは、その満了の30日前までに申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類については、第6条第2項の規定を準用する。

(指定工事店の誠実義務)

第9条 指定工事店は、下水道に関する法令、条例等(以下「法令等」という。)に従い、誠実に工事を施工しなければならない。

2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 工事施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(2) 工事契約に際しては、工事費、工事期間その他の必要事項を明確に示さなければならない。

(3) 工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。

(5) 工事は、その計画に係る市長の確認又は承認を受けたものでなければ着手してはならない。

(6) 工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ、設計又は施工してはならない。

(7) 工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。

(異動の届出)

第10条 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに指定工事店異動届(様式第4号)に異動内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業を廃止し、又は休止したとき。

(2) 組織を変更したとき。

(3) 代表者に異動があったとき。

(4) 商号を変更したとき。

(5) 事業所を移転したとき。

(6) 専属する責任技術者に異動があったとき。

(指定の取消し又は一時停止)

第11条 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消し、又は6月を超えない範囲内において指定の効力を停止することができる。

(1) 法令等の規定に違反したとき。

(2) 第3条に規定する資格要件を欠いたとき。

(3) 第4条第1項第1号の欠格条項に該当することとなったとき。

(4) 第9条に規定する誠実義務に違反したとき。

(5) 不当に多額の工事費を要求し、又は受けたとき。

(6) 事業を廃止したとき、又は引き続いて1年以上事業を中止したとき。

2 前項の規定の適用により指定工事店が損失を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

(指定工事店の公示)

第12条 市長は、指定工事店を指定し、又は指定を停止し、若しくは取り消したときはその都度公示するものとする。

(責任技術者の認定と登録)

第13条 市長は、責任技術者についての認定を行い、これを登録するものとする。

2 現に登録を受けている他の市町村と重複して本市の責任技術者として認定を受けようとする者は、現に登録を行っている他の市町村の登録を証する書面を提出し、東松島市排水設備等工事責任技術者名簿に氏名、生年月日等所要事項の登録を受けなければならない。

(責任技術者の責務)

第14条 責任技術者は、法令等に従い、工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならない。

2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に行われる完了検査に立ち会わなければならない。

3 責任技術者は、複数の指定工事店に所属してはならない。

(責任技術者の登録資格)

第15条 市長は、責任技術者の技能を認定するため、排水設備工事責任技術者試験(以下「統一試験」という。)を公益社団法人宮城県建設センター(以下「指定試験機関」という。)に委託して実施し、合格した者は、第13条に定める責任技術者として登録を受ける資格を有するものとする。

2 他の市町村で実施した試験に合格し、かつ、登録している責任技術者は、登録更新後指定試験機関が実施する更新講習を受講している場合には、前項で行う統一試験に合格した責任技術者とみなす。

3 前項に定める者が第19条第1項各号のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。

(登録)

第16条 責任技術者としての登録を受けようとする者は、市長が指定する期日までに、責任技術者登録申請書(新規・更新)(様式第5号。以下「登録申請書」という。)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 写真

(3) 排水設備工事責任技術者試験合格証の写し(新規登録者の場合)又は責任技術者証(様式第6号)及び更新講習受講修了証(登録更新者の場合)

2 市長は、前条第1項の登録資格を有する者から前項の申請があったときは、責任技術者証(様式第6号。)を交付しなければならない。

3 登録の有効期間(以下「登録期間」という。)は、5年とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを短縮することができる。

4 責任技術者は、責任技術者証の記載事項に変更があったときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第17条 責任技術者は、他の市町村に登録替えをする場合は、登録抹消申請書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、登録抹消証明書(様式第8号)を交付する。

(登録の更新及び更新講習)

第18条 責任技術者は、登録期間満了後も引き続き登録を受けようとするときは、期間満了日までに、あらかじめ指定試験機関が行う更新講習を受講し、その修了証及びその他必要な書類を添えて登録申請書を提出し、登録の更新を受けなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(登録の取消し又は一時停止)

第19条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消し、又は6月を越えない範囲内において、登録の効力を停止することができる。

(1) 法令等に違反したとき。

(2) 第14条各項に規定する責任技術者の責務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が責任技術者として不適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消し、又は一時停止したときは、本人に通知し、責任技術者証を返納させるものとする。

3 市長は、前2項の処分による損失については、その責めを負わない。

(工事の調査等)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、指定工事店の施工に係る工事及び工事材料若しくはその事務内容について調査し、又は報告を求めることができる。

(その他)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の矢本町排水設備指定工事店に関する規則(平成5年矢本町規則第23号)又は鳴瀬町下水道排水設備指定工事店規則(平成13年鳴瀬町規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成27年3月30日規則第24号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月10日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、一般財団法人宮城県下水道公社が実施した排水設備責任技術者認定試験に合格している者及び更新研修を受講し修了している者は、公益社団法人宮城県建設センターが実施する排水設備責任技術者認定試験に合格している者及び更新研修を受講し修了している者とみなす。

○東松島市排水設備指定工事業者等の資格審査等に関する要綱

平成17年4月1日

訓令甲第196号

改正 平成19年3月30日訓令甲第22号

平成27年9月10日訓令甲第81号

令和2年3月31日訓令甲第47号

令和4年3月31日訓令甲第31号

(趣旨)

第1条 この訓令は、東松島市排水設備指定工事店に関する規則（平成17年東松島市規則第101号。以下「規則」という。）第7条、第11条、第13条及び第19条の規定による資格審査の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 この訓令に基づく事項を厳正に執行するため、東松島市排水設備指定工事店資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 指定工事店として指定を受けようとするものの資格
- (2) 指定工事店の指定の停止又は取消し
- (3) 責任技術者の登録停止又は取消し

2 委員会は、必要があると認めるときは、その審査事項の関係者の出席を求め事情を聴取し、又は意見を聴くことができる。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 委員長 建設部長
- (2) 副委員長 下水道課長
- (3) 委員 下水道課職員 若干名

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

5 委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数で決する。

6 委員会の庶務は、下水道課施設係において処理する。

(報告)

第5条 委員会は、審査の結果を市長に報告しなければならない。

(法定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、速やかにその内容を決定し、その旨を関係者に通知するものとする。

(審査の基準)

第7条 指定工事店の指定を受けようとするものの審査の基準は、規則第3条及び第4条の規定に基づくものとする。

2 規則第11条及び第19条の規定に違反した者のその指定又は登録を一定期間停止し、若しくは取り消すことができる基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 別表第1に定める違反事項に対して付与される違反点数の累積点数が別表第2に定める点数に達したときは、同表に定める期間で指定又は登録の停止
- (2) 指定又は登録の停止を受けている期間中に工事を施行したときは、6か月以内の期間の指定又は登録の停止
- (3) 違反行為により著しく住民の生命、財産又は下水道事業者に損害を与えたときは、指定又は登録の取消し

(違反点数の消滅)

第8条 前条第2項の規定により付与された違反点数は、違反点数を付与された日から2年間無違反のときは、その違反点数が消滅する。

2 指定又は登録の停止処分を受けてから3年以内に同等以上の処分を受けたときは、以降の違反に対する付与点数を倍にする。

(指定又は登録期間を超えて処分したときの処分)

第9条 指定又は登録期間を超えて処分したときは、処分の期間中での指定又は登録の更新を行わないものとする。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日訓令甲第22号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年9月10日訓令甲第81号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日訓令甲第47号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日訓令甲第31号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

<付与点数基準>

	違反種別	違反点数	
		指定店	責任技術者
1	正当な理由なく市の下水道施設及び排水設備を操作したとき。	50	50
2	無許可で新築工事、増改造工事を施行したとき。	50	50
3	無許可で撤去工事を施行したとき。	50	50
4	責任技術者の名義を借用又は貸与したとき。	50	50
5	工事指定店の名義を貸与したとき。	50	—
6	排水設備の新設等の申請書を提出し、確認を受けた日から正当な理由なく3月以上着手しないとき。	50	20
7	埋設物、構造物等に損害を及ぼしたとき。	20	20
8	市長が承認した材料器具以外のものを使用したとき。	30	30
9	工事完了後7日以内に完了届を提出しないとき。	30	30
10	検査時の指摘事項を15日以上放置したとき。	50	50
11	不当に高い工事費を請求し、又は受領したとき。	50	10
12	責任技術者資格証の不携帯	5	10
13	工事又は修繕の申込みに対し相当の理由なく拒んだとき。	50	—
14	汚水を雨水ますに、雨水を汚水ますに固着したとき。	30	50
15	再検査が多発したとき(3回ごと)。	50	50
16	道路工事において道路管理者及び警察署長の許可なくして施行したとき。	50	50
17	道路工事において道路管理者及び警察署長の許可条件に違反したとき(1件当たり)。	50	50
18	指定を受けてから1年以内に営業を開始しないとき又は引き続き1年以上営業を中止したとき。	10	—
19	正当な理由がなく市長が行う職務上の指示に従わなかったとき。	50	50
20	その他条例、規則等に違反したとき。	50	50

別表第2 (第7条関係)

付与点数法

<処分基準>

違反点数	処分
100点に達したとき	1月停止
150点に達したとき	3月停止
200点に達したとき	6月停止
250点に達したとき	1年停止
300点に達したとき	取消し

3-3. 東松島市合併処理浄化槽設置整備事業について

1. 合併処理浄化槽設置整備事業について

①補助事業対象地区について

1. 流域関連公共下水道事業全体計画区域外（ただし事業認可区域外は対象）
2. 農業集落排水事業区域外
3. 漁業集落排水事業区域外

※補助対象区域の確認については、電話での判断が出来ない場合もありますので、下水道課窓口で打合せをお願い致します。

※対象区域図も東松島市下水道課ホームページにて公開しています。

②補助事業施工主体及び施設の所有について

- ・市ではなく、住民の方々が主体の事業で、設置した浄化槽も住民の方々の所有となります。

③補助対象工事について

- ・合併処理浄化槽の本体設置工事が対象となります。
- ・放流管及び流入管は対象となりません。

④補助対象の建築物

- ・居住住宅又は事業所、併用住宅（管理のための居住は対象外です。）
- ・10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する個人所有の事業用建物。

※以下の場合には対象となりません。

- ・浄化槽法及び建築基準法に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・賃貸の住宅及び事業所に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・住宅を販売又は賃貸目的で合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・市税等を滞納している方。
- ・別荘、倉庫に合併処理浄化槽を設置する場合。
- ・会社等所有の建物に合併処理浄化槽を設置する場合。

⑤工事発注について

- ・住民の方々の発注となります。
- ・施工業者については、浄化槽設備士の資格を有し、県に登録している浄化槽工事業者でなければ工事は出来ませんし、補助金を受け取ることも出来ません。

⑥浄化槽の設置場所について

- ・宅地内に個々に浄化槽を設置します。

⑦補助金額について

- ・人槽区分により補助金額が変わります。資料を確認して下さい。

⑧補助要綱の改正について

補助要綱を改正するという動きが環境省からあります。現時点においては、具体的な改正内容は把握出来ていません。急な要綱の改正が想定されますので補助金を活用し、浄化槽を設置する場合は事前協議書をお早めに提出をお願いします。

2. 合併処理浄化槽設置補助金申請について

①申請から完了までの流れは以下のとおりです。

事前協議書提出 → 協議回答 → 補助金交付申請書提出 → 補助金交付決定 →
工事着工 → 完成 → 実績報告書提出 → 完成検査 → 補助金請求書提出

(※下線部が提出書類です。補助金交付申請時は排水設備工事計画承認申請書の提出も忘れずに。)

②補助金申請は随時受付しておりますが、申請期限は毎年12月25日（土日の場合は前日まで）
となっています。また予定基数に達した場合は打ち切りとなりますのでご注意ください。

（令和5年度の予定基数は11基です。）

【その他】

- 掘削時の土留め使用について、完成後の写真では大変危険な作業が見られます。労働安全衛生規則第361条にある地山の崩壊による危険の防止に関する規則を守り作業して下さい。バックホウによる吊り上げ作業を行う場合はクレーン仕様の機種を使用し吊り上げ荷重が1トン未満又は移動式クレーンの特別教育、1トン以上5トン未満は免許又は技能講習の資格が必要となります。

資格者以外は作業を行わないよう注意して下さい。

また、吊り込み時に浄化槽の下に入らないよう注意願います。

- 施工中（製品据付完了後）に市役所担当者が現地確認に伺います。

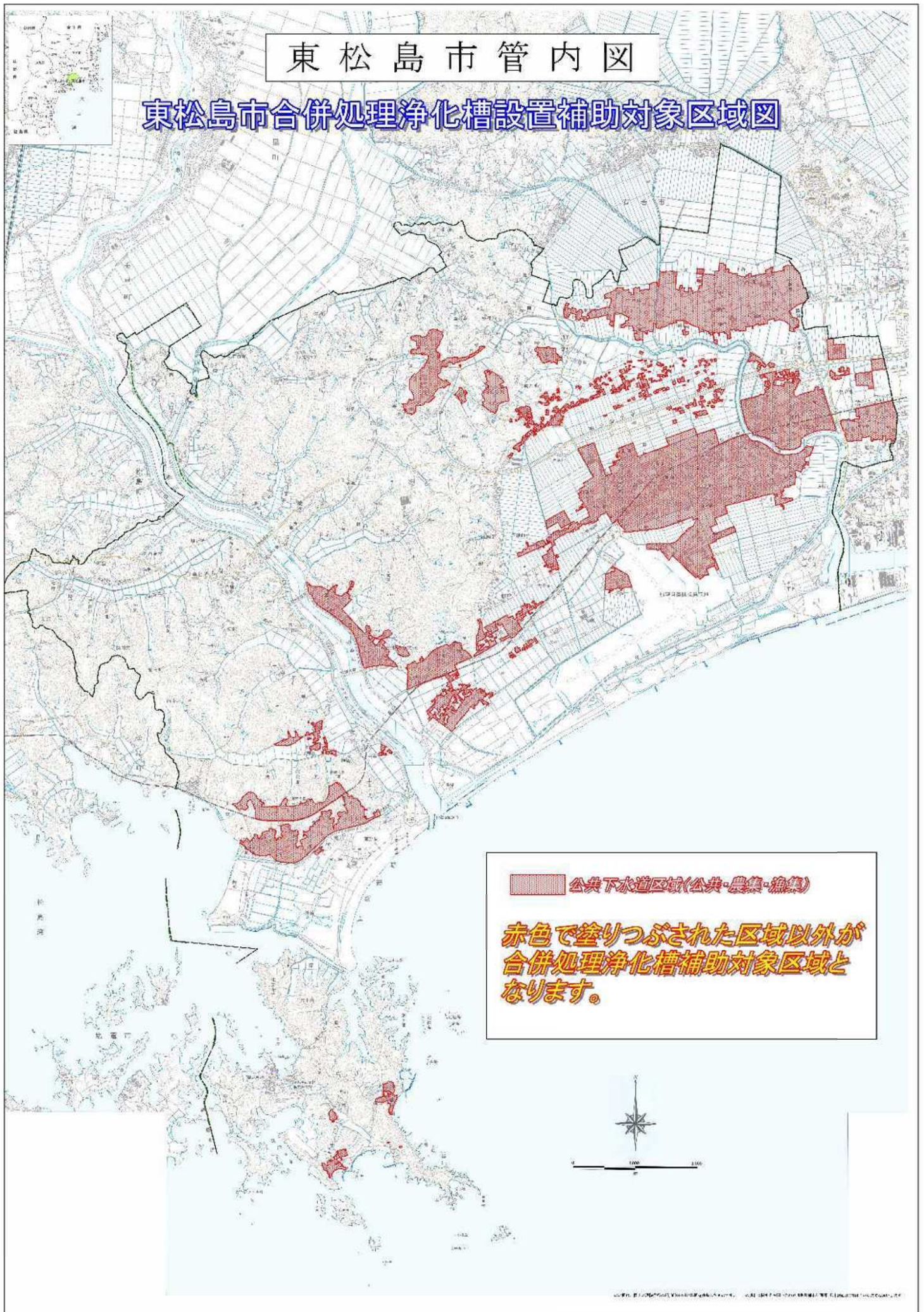
写真に収まりますので、日程の連絡及び表示板の準備を忘れずをお願いします。

《資料》令和5年度合併処理浄化槽補助金の額

人槽区分	居宅(民宿含む)	事業所(個人所有に限る)
5人槽	332,000円以内	332,000円以内
7人槽	414,000円以内	414,000円以内
10人槽	548,000円以内	548,000円以内

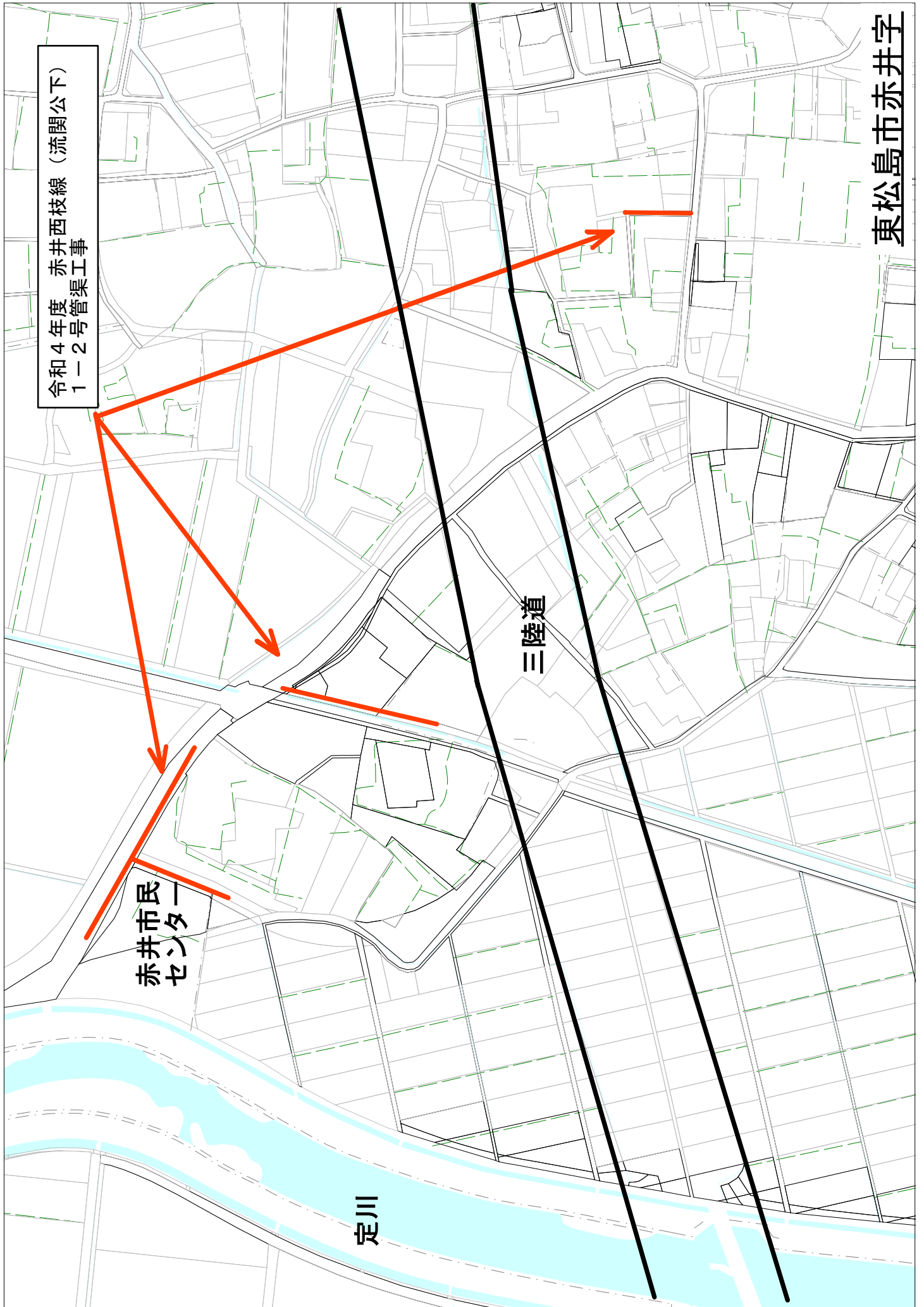
東松島市管内図

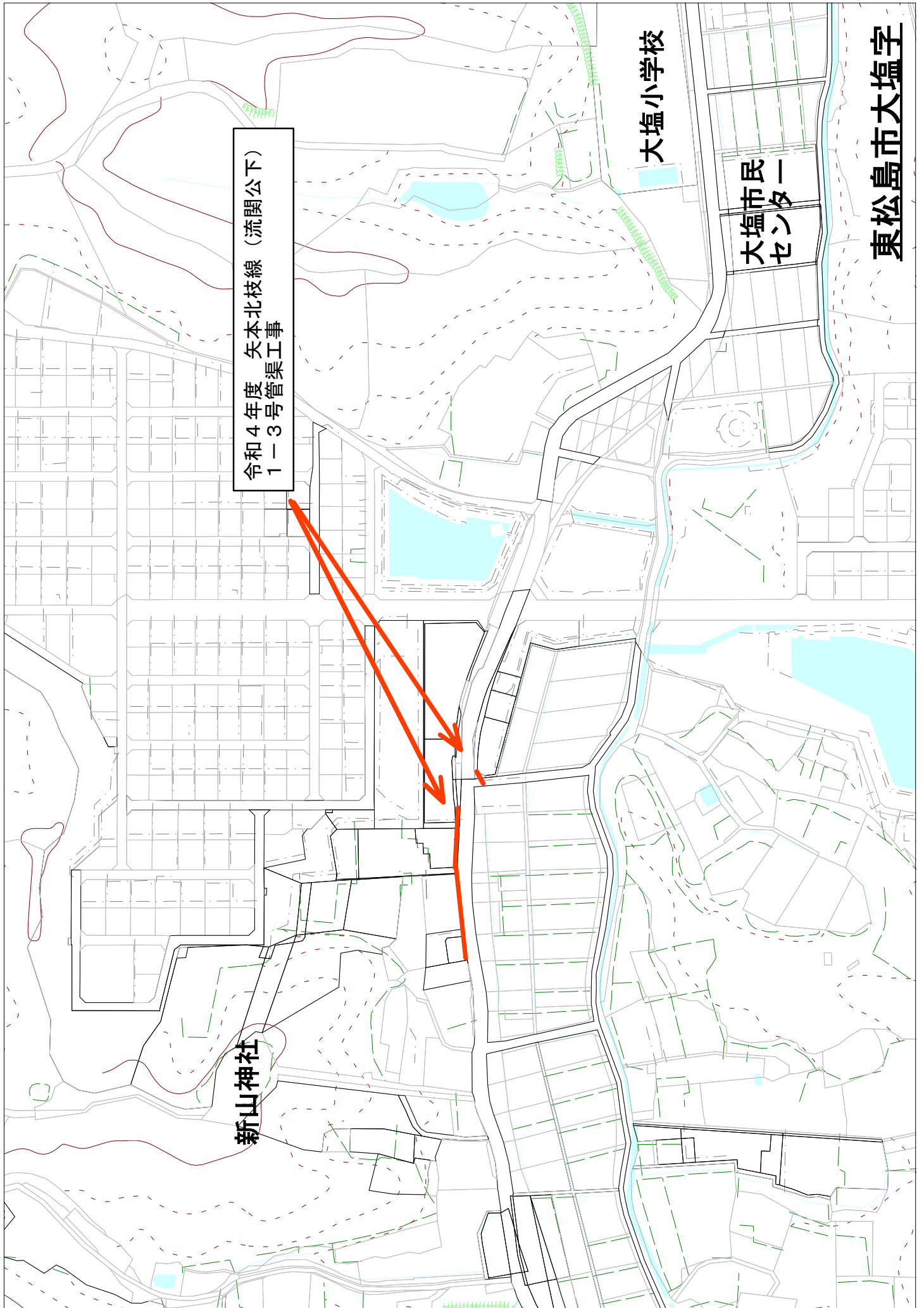
東松島市合併処理浄化槽設置補助対象区域図



公共下水道区域(公共・農集・漁集)

赤色で塗りつぶされた区域以外が
合併処理浄化槽補助対象区域と
なります。



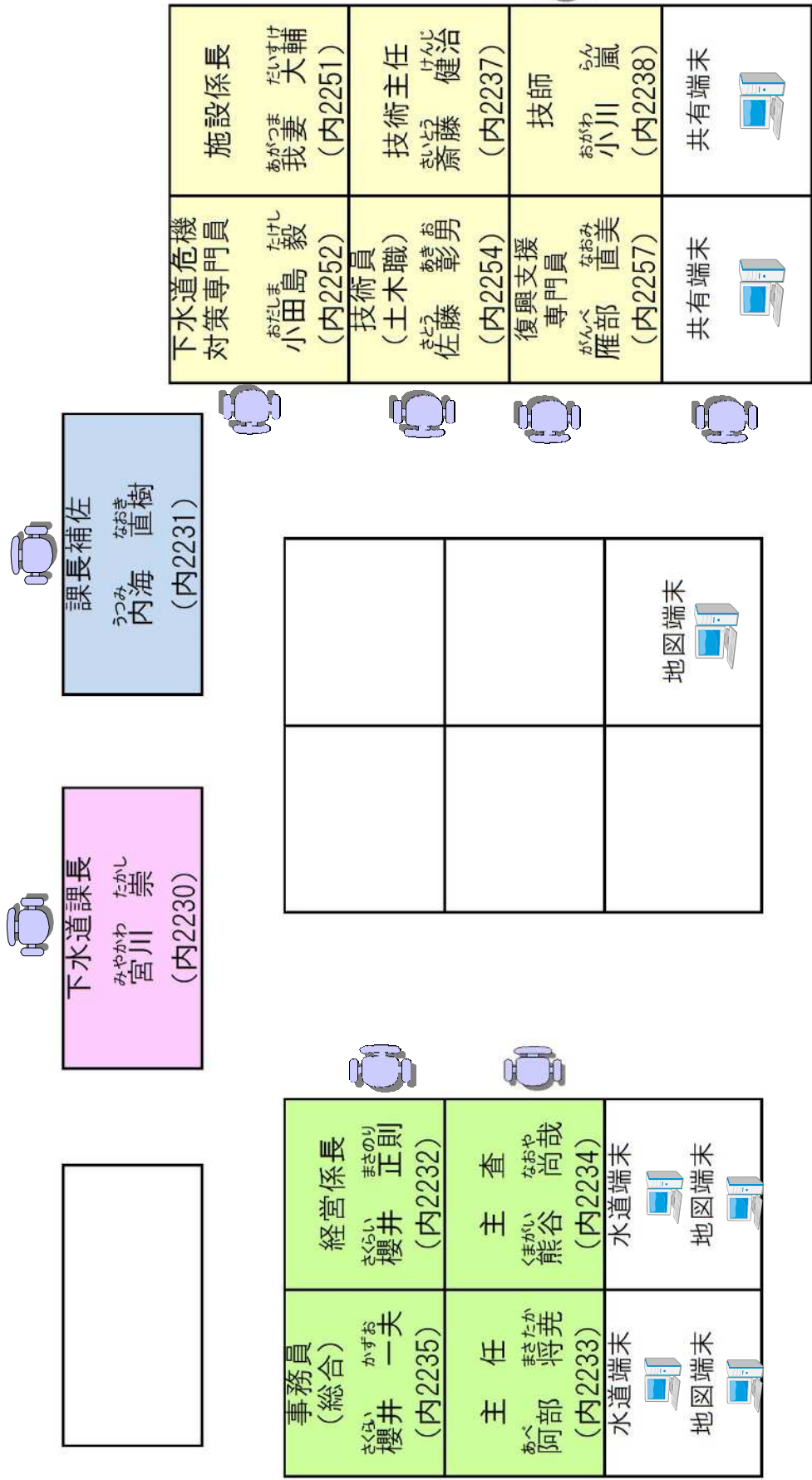


建設部 下水道課 配置図

中央監視装置

打合テーブル

書庫



- ・ 下水道事業の計画、整備
- ・ 下水道施設の管理
- ・ 宅内排水設備

- ・ 予算、起債
- ・ 負担金
- ・ 使用料

施設係

経営係



←建設課・建築住宅課

現在地



〒981-0303 宮城県東松島市小野字新宮前5 鳴瀬庁舎
 TEL : 0225-82-1111(代) FAX : 0225-87-3954
 メール 下水道課 : gesui@city.higashimatsushima.miyagi.jp
 gesui@city.higashimatsushima.lg.jp